

今月の税務トピックス

(売り手側が負担する振込手数料相当額の対応)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

売り手側からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買い手側が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払う商慣行があります。インボイス制度施行後においては、売り手側が負担する振込手数料相当額について、取引当事者の経理処理の対応によって消費税の処理方法が異なります（Q & A問30）。

本稿では、インボイス制度開始後における売り手側が負担する振込手数料相当額の経理処理の区分ごとの消費税の処理方法について解説します。

I 売り手側が売上値引きとして処理する場合

1 売り手側

売上げに係る対価の返還等を行っていることとされるため、買い手側に対して返還インボイスの交付をする必要があります（消法57の4③）。

ただし、振込手数料相当額が少額（1万円未満）である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます（消法57の4③ただし書き、消令70の9③二）。

2 買い手側

仕入れに係る対価の返還等を受けたこととされるため、売り手側から返還インボイスの交付を受ける必要があります（消法32①）。

ただし、振込手数料相当額が少額（1万円未満）である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

II 売り手側が代金決済上の役務提供（いわゆる支払手数料）として処理する場合

1 売り手側

課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けるためには、買い手側から交付を受けたインボイスの保存が必要となります（消法30⑦）。ただし、仕入明細書等を作成し、買い手側の確認を受けて仕入税額控除を行うことも可能とされます（消法30⑨三）。

なお、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間（前年又は前事業年度開始の日以後6カ月の期間）における課税売上高が5,000万円以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能と

されます（平成28年改正法附則53の2、消令附則24の2①）。

2 買い手側

買い手側の売り手側に対する代金決済上の役務提供は、課税資産の譲渡等とされるため、売り手側に対してインボイスを交付する必要があります（消法57の4①）。

III 買い手側が立替払したものとする場合

1 売り手側

買い手側が金融機関から受け取った振込手数料に係るインボイス及び買い手側が作成した立替金精算書等の交付を受け、振込手数料に係る仕入税額控除を行います（消法30⑦）。この場合、買い手側が請求金額から差し引く金額が金融機関の振込手数料と同額である必要があります。

ただし、買い手側で差し引いた金額が振込手数料であること及び立替までの支払が金融機関のATMでの振込みであることを確認した上で、「××銀行○○支店ATM」と摘要欄に記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことが可能とされます（消令49①、消規15の4、Q & A問107）。

2 買い手側

金融機関から受け取った振込手数料に係るインボイス及び買い手側が作成した立替金精算書等の交付が必要となります。

ただし、ATM手数料は3万円未満の自動販売機等により行われる商品の販売等（いわゆる自動販売機特例）の対象となりますので、インボイス及び立替金精算書等の交付義務は免除されます（消法57の4①四、消法70の9②三、消規26の6①一）。

おわりに

インボイス制度の開始後、支払手数料としての経理処理を売上げに係る対価の返還等としての経理処理に変更することは問題ありません。

また、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように帳簿に記載する必要がありますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。